

11.3 システム運用・保守業者への引継ぎ

別途調達予定の取込・定型資料作成等システム運用・保守業者及び本システム保守業者による運用・保守業務は、平成 21 年度 4 月より実施することから、受託者は、取込・定型資料作成等システム運用・保守業者及び本システム保守業者の決定後、担当職員と協議し、平成 21 年 3 月末までに取込・定型資料作成等システム運用・保守業者及び本システム保守業者に対して受託者の負担と責任において、システム運用・保守業務の引継ぎを実施すること。

11.3.1 引継ぎ対象者

- ア. 取込・定型資料作成等システム運用・保守業者
- イ. 本システム保守業者

11.3.2 引継ぎ方法

引継ぎの際は、以下のマニュアルを作成し、担当職員に承認を得た後、引継ぎを平成 21 年 3 月末までに行うこと。

(1) システム運用・保守マニュアル

- ア. 取込・定型資料作成等システムの運用及びヘルプデスク業務について記述したシステム運用マニュアルを作成すること。なお、障害発生時等における担当職員への報告・通知の手順、障害復旧の手順等の計画についても記述すること。
- イ. 匿名化・提供システム及び取込・定型資料作成等システムのソフトウェア保守作業を示したシステム保守マニュアルを作成すること。

11.3.3 引継ぎの実施報告

引継ぎ終了後は、引継ぎの実施報告を記述した教育報告書を作成し、担当職員に報告すること。

12. 情報セキュリティ

情報セキュリティ対策は、情報に対する不正アクセスや情報漏洩、改ざんを防止するため、機密性・完全性・可用性の観点から以下の情報セキュリティ対策を実施すること。

12.1 基本要件

(1) 基本設計要件

- ア. 保険者、支払基金及び国保連合会で匿名化・提供システムを利用する場合の情報セキュリティガイドラインを示した「匿名化・提供システムを利用する場合の情報セキュリティに関するガイドライン」を作成し、担当職員の承認を得ること。
- イ. ISO/IEC15408 情報技術セキュリティ評価基準の認定を受けている製品を優先して採用すること。
- ウ. システム稼働時点での導入ソフトウェアに関する種類やバージョン情報、すべての設定項目について文書化すること。また、設定項目が正しく設定されていることについて確認を行うこと。
- エ. 設計される技術方式については、実績を十分に備えたものを採用することを原則とする。ただし、新技術方式を採用することを否定するものではなく、新技術を採用する際には、十分な検証が行われていることを担当職員に説明すること。
- オ. システム稼働時点での必要機能の組み込みに加えて、稼働期間全体にわたっての継続的な更新（最新かつ実証済みのセキュリティパッチ等を遅滞なく取り込む等）のための仕組みを実現すること。

12.2 情報セキュリティ対策

情報セキュリティ対策における共通方針として、以下の方針に従ったセキュリティ対策を実施すること。

12.2.1 ウィルス対策

取込・定型資料作成等システム用機器（本番環境）のウィルス対策を実施するに当たり、以下の要件を満たすこと。

- ア. 取込・定型資料作成等システム用機器（本番環境）の運用端末には、ウィルス対策ソフトを導入し、ウィルスの除去・検知を行う設計とすること。
- イ. 取込・定型資料作成等システム用機器（本番環境）のサーバには、ウィルスの除去・検知ソフトウェア、または、それに代わる機能を導入するような設計とすること。
- ウ. 設定情報、ウィルスチェックパターンファイルの更新状況及びウィルス被害状

況を確認できる環境を整備する設計とすること。

- エ. ウィルス対策ポリシー（定時スキャンの設定等）、パターンファイル更新方法等が一括して設定可能な設計とすること。

12.2.2 暗号化

暗号化対策を実施するに当たり、採用する暗号アルゴリズム及び製品についての選定理由を明確にし、担当職員へ説明すること。なお、暗号化方式については可能な限り「電子政府推奨暗号リスト (http://www.soumu.go.jp/s-news/2003/pdf/030303_3a.pdf) に示されている暗号化方式を利用すること。暗号化対応が必要な事項は以下の通り。

- ア. 匿名化・提供システムにて作成される匿名化済ファイル
- イ. 取込・定型資料作成等システムから抽出されるファイル
- ウ. バックアップファイル

12.2.3 アクセス管理

不正アクセス対策を実施するに当たり、以下の要件を満たすこと。

- ア. アクセス証跡を取得及び保管できる設計とすること。
- イ. サーバやソフトウェアなどで取得した証跡を一定期間保管し必要に応じ参照可能とする設計とすること。
- ウ. ユーザ認証機能（ログイン機能など）を設け、アクセス制御を以下に示した通り設計すること。
 - A. システム運用担当者
 - ・ 本仕様書別紙 5「機能構成図」に示した全ての機能、OS、ハードウェア等に含まれるミドルウェアへのアクセス
 - B. 業務担当者
 - ・ 本仕様書別紙 5「機能構成図」項番 1～19 の機能へのアクセス
- エ. アクセス制御を実施し、不正アクセス等の技術的な脅威に対し、ソフトウェアへのログイン制御を行いシステムの機密性、完全性及び可用性を確保できる設計とすること。
- オ. 調査時等に利用するために、ログについては、分析可能な設計とすること。

12.2.4 セキュリティ管理

取込・定型資料作成等システム用機器（本番環境）のセキュリティ対策を実施するに当たり、以下の要件を満たすこと。

- ア. OS の機能を最大限に活かしたセキュリティ対策を行うこと。また、設定内容の集中的な管理及び変更が容易に行える仕組みを設ける設計とすること。
- イ. 取込・定型資料作成等システム用機器（本番環境）の運用端末に対するソフト

ウェアのインストールは管理者の管理で行うこととし、利用者によるソフトウェアのインストールを禁止する措置をとる設計とすること。

- ウ. 取込・定型資料作成等システム用機器（本番環境）の運用端末には、修正ソフトウェア（セキュリティパッチ）の自動更新が行える設計とすること。
- エ. セキュリティパッチの自動更新及び更新状況の管理を行う設計とすること。
- オ. その他サーバなどの機器は、修正ソフトウェアの更新が容易に行え、また、更新の仕組みが提供できる設計とすること。
- カ. ソフトウェア及びソフトウェアの修正モジュールの自動配付・適用状況の管理が迅速かつ容易に行える環境を整備する設計とすること。
- キ. 取込・定型資料作成等システム用機器（本番環境）のサーバに、ファイルやソフトウェアに対するアクセス制御を行うことができる機能を搭載し、アクセス証跡を取得する機能を有する設計とすること。

13. 情報システム稼働環境

13.1 方式設計

本システムを実現するための各システム用機器の機能要件、性能要件、信頼性要件、セキュリティ要件、運用・保守要件、ハードウェア構成、ソフトウェア構成及びネットワーク構成（取込・定型資料作成等システム内のサーバ間のネットワーク構成のこと。他システムとのインタフェースは媒体での授受を想定しているため、ネットワークは不要。）等を設計すること。

(1) 匿名化・提供システム

受託者は、本仕様書別紙 3「匿名化・提供システムのシステム環境」上で匿名化・提供システムを稼働させるための方式を設計し、方式設計書を作成すること。なお、匿名化・提供システムのシステム環境に関する詳細な情報については、応札希望者が担当職員に申請の上、閲覧を許可する。

(2) 取込・定型資料作成等システム

受託者は、取込・定型資料作成等システム用機器業者が行う機器導入のために、本仕様書「7. システム要件」を満たす方式設計を行い、方式設計書の作成を行うこと。

また、別紙 5「機能構成図」項番 19 のデータ復号化機能は分析用のデータを復号化するために利用するため、取込・定型資料作成等システム用機器（本番環境）ではなく、各課クライアント端末上で利用する。各課クライアント端末の情報システム稼働環境について、表 13-1「各課クライアント端末の情報システム稼働環境」に示す。なお、各課クライアント端末は平成 21 年度に更改される予定であるため、担当職員から最新の情報を入手し、更改後の端末でも動作するソフトウェアを開発すること。

表 13-1 各課クライアント端末の情報システム稼働環境

項目	仕様
OS	WindowsXP Professional SP2
CPU	Intel Pentium M725 1.60GHz
主記憶容量	512MB
磁気ディスク装置	40GB
オプティカルドライブ	DVD-RAM、DVD-R、DVD-RW、DVD-ROM、CD-ROM、CD-R、CD-RW
ソフトウェア	現行ネットワークシステムにおけるソフトウェア一覧 (http://www.mhlw.go.jp/sinsei/chotatu/chotatu/shiyousho-an/d1/080401-1n.pdf) の一般執務用 PC の仕様を参照すること。

13.1.1 DBMS の利用要件

方式設計時に DBMS (Database Management System) 等の汎用パッケージを利用する際は、以下の要件を満たすこと。

- ア. 利用する汎用パッケージについては、取込・定型資料作成等システム用機器を調達する際に特定の製品に限定されないよう、複数の製品上での稼動実績があること。
- イ. 利用する汎用パッケージについては、本仕様書「5.2.2 システム機能要件」で示す規模の稼動実績を有すること。
- ウ. 運用・保守や制度改正等に伴うシステム改修を行う際、実施業者が 1 社に限定されるものではないこと。
- エ. DBMS は今後、分析機能を追加する際に BI (Business Intelligence) ツールを導入する可能性があることから、複数の BI ツールに対応可能であること。

14. 運用・保守業務

14.1 運用・保守設計

受託者は、以下に示す運用・保守設計を行うこと。設計を行う際には、本仕様書別紙 12「運用・保守業務 (参考)」を参照すること。

(1) ソフトウェア保守業務

受託者は担当職員と協議のうえ、匿名化・提供システム及び取込・定型資料等作成システムのソフトウェア保守要件の定義及びソフトウェア保守業務の設計を行うこと。

(2) 運用・保守業務

受託者は担当職員と協議のうえ、匿名化・提供システム用機器を除く本システムの運用・保守要件の定義、運用・保守業務の設計を行うこと。

15. 妥当性証明

(1) 業務総括責任者

厚生労働省保険局総務課保険システム高度化推進室長 藤澤 美穂